

I C T活用工事（舗装工（修繕工））試行要領

1. 趣旨

この要領は、さいたま市が発注する建設工事において、I C T活用工事（舗装工（修繕工））（以下、「I C T舗装工（修繕工）」という。）を試行するために必要な事項を定めたものである。

2. 対象とする工事

2-1 対象工事

I C T舗装工（修繕工）の対象は、面積 1,500m² 以上の工事工種体系ツリーにおける下記工種を含む発注工事とする。

工事区分	工 種	種 別
・道路維持 ・道路修繕 ・橋梁保全工事	舗 装 工	切削オーバーレイ工 路面切削工

2-2 適用対象外

従来施工において、舗装工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

3. I C T舗装工（修繕工）

3-1 概要

I C T舗装工（修繕工）とは、次の①～⑤の全ての段階において、I C T施工技術を全面的に活用する工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工（施工管理システム）（選択）
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理（選択）
- ⑤ 3次元データの納品

3-2 I C T施工技術の具体的内容

I C T施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、交通規制を削減し3次元測量データを取得するため、下記1)～4) から選択（複数可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択するものとし、I C T活用工事とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - 2) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
 - 3) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - 4) その他の3次元計測技術を用いた起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。
- ③ ICT建設機械による施工（施工管理システム）（選択）
- ②で作成した3次元設計データを用い、3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工または従来型建設機械による施工を選択できる。
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理（選択）
- ICT舗装工（修繕工）の施工管理において、施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を選択した場合は下記に示す方法により施工管理を、従来型建設機械による施工を選択した場合は従来手法による施工管理を実施する。
- （1）出来形管理
- 路面切削作業の施工管理において、「施工履歴データを用いた出来形管理」を実施する。
- ⑤ 3次元データの納品
- ①②による3次元データ等及び④において施工した場合、3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

4. 発注方式

ICT舗装工（修繕工）の発注は、受注者希望型によるものとする。

5. 受注者希望型

受注者希望型は、受注者からの希望によりICT舗装工（修繕工）を実施するものとし、次の（1）～（5）による。

- （1）発注にあたっての積算は、ICTによらない従来積算基準によるものとする。
- （2）発注者は、発注に際して入札公告にICT活用工事（舗装工（修繕工））の対象であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うものとする。
- （3）受注者は、ICT舗装工（修繕工）の実施を希望する場合、契約図書に付された特記仕様書に基づき発注者に協議するものとする。
- （4）発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、受注者は、ICT舗装工（修繕工）を実施することができるものとする。

(5) 発注者は、I C T舗装工（修繕工）の実施を指示した場合、別途定める積算要領に基づき設計変更するものとする。

6. 基準

I C T舗装工（修繕工）の実施にあたっては、国土交通省が定めた要領及び基準を準用するものとする。準用する要領及び基準については、別途定める。

附 則

この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4年 10月 1日から施行する。